

# 個別公共事業の評価書（ダム事業）

平成27年9月8日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成26年3月28日策定）及び平成27年度国土交通省事後評価実施計画（平成27年3月27日最終変更）に基づき、個別公共事業についての再評価を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

## 1. 個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

また、評価の運営状況等について、国土交通省政策評価会において意見等を聴取することとしている（国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。

## 2. 今回の評価結果について

今回は、平成27年度予算に係る評価として、ダム関係の4事業について、再評価を実施した。担当大臣政務官は別紙、件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

なお、個々の事業評価の詳細な内容については、以下のホームページに記載。

事業評価関連リンク（[http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09\\_public\\_07.html](http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html)）

担当大臣政務官は下表のとおり。

事業種別	担当大臣政務官
【公共事業】	
ダム事業	うえの 賢一郎

<評価の手法等>

別添1

事業名 ( )内は 方法を示す。	評価項目			評価を行う過程において使用した資料等	担当部局
	費用便益分析		費用便益分析以外の 主な評価項目		
	費用	便益			
ダム事業 (代替法、CVM・TCM)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費</li> <li>・維持管理費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定年平均被害軽減期待額</li> <li>・水質改善効果等(環境整備事業の場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の影響</li> <li>・過去の災害実績</li> <li>・災害発生危険度</li> <li>・地域開発の状況</li> <li>・地域の協力体制</li> <li>・河川環境等をとりまく状況等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国勢調査メッシュ統計</li> <li>・水害統計等</li> </ul>	水管理・国土保全局

※効果把握の方法

代替法

事業の効果の評価を、評価対象社会資本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給した場合に必要とされる費用によって評価する方法。

TCM(トラベルコスト法)

対象とする非市場財(環境資源等)を訪れて、そのレクリエーション、アメニティを利用する人々が支出する交通費などの費用と、利用のために費やす時間の機会費用を合わせた旅行費用を求めることによって、その施設によってもたらされる便益を評価する方法。

CVM(仮想的市場評価法)

アンケート等を用いて評価対象社会資本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象とする財などの価値を金額で評価する方法。

## 平成27年度予算に係る再評価について

## 【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数					再評価結果				
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続 うち見直し継続	中止	評価 手続中	
ダム事業	補助事業					4	4	1	0	3	
合計		0	0	0	0	4	4	1	0	3	0

(注1) 再評価対象基準

一定期間未着工: 事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業  
 長期間継続中: 事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業  
 準備計画段階: 準備・計画段階で一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業  
 再々評価: 再評価実施後一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業  
 その他: 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

## 平成27年度予算に係る再評価結果一覧

【公共事業関係費】

【ダム事業】  
（補助事業）

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析				貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗 の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)						B/C
			便益の内訳及び主な根拠		費用の内訳						
津付ダム建設事業 岩手県	その他	141	-	-	-	-	-	中止	水管理・国土保全 局 治水課 (課長 大西亙)		

・気仙川流域では、昭和23年9月、昭和54年10月、昭和56年8月洪水等により、甚大な浸水被害が発生している。また、近年でも平成11年7月、平成14年7月洪水等により、浸水被害が発生している。  
 ・主な洪水被害としては、昭和23年9月の洪水においては、全壊等18戸、半壊等5戸、床上浸水35戸、床下浸水54戸、昭和54年10月の洪水においては、全壊等2戸、半壊等14戸、床上浸水58戸、床下浸水218戸、昭和56年8月の洪水においては、全壊等1戸、半壊等55戸、床上浸水70戸、床下浸水60戸、平成11年7月の洪水においては、半壊等6戸、床上浸水35戸、床下浸水180戸、平成14年7月の洪水においては、半壊等1戸、床上浸水48戸、床下浸水296戸の洪水被害が発生している。

①事業の必要性等に関する視点  
 ・平成23年3月11日に発生した東日本大震災の津波により被災した気仙川下流域では、現在、復旧復興への取組みが進められている。津波対策として高田海岸堤防、気仙川水門、気仙川堤防沿いの避難路の整備、復旧復興の新しいまちづくりとして被災市街地復興土地区画整理事業等による宅地嵩上げ、三陸縦貫自動車道や国道等の整備が行われており、これらの取組みにより、気仙川下流沿いの人や生活拠点が大きく変化することとなる。  
 ②事業の進捗の見込みの視点  
 ・当面の進捗の見込みはない。  
 ③コスト縮減や代替案等の可能性の視点  
 ・洪水調節について、震災に伴う復旧・復興事業など下流域の状況を踏まえ、治水の対策案を検討したところダム+河川改修案に比べ河川改修案が経済的である。  
 ・本事業によらずとも河川整備計画において想定している目標と同程度の目標の達成が可能である。

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析				貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗 の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)						B/C
			便益の内訳及び主な根拠		費用の内訳						
倉淵ダム建設事業 群馬県	その他	400	-	-	-	-	-	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近年の流域の土地利用等を検討した結果、耕地面積が31.3%減少している。</li> <li>高崎市は、水道用水の確保については農業用水の合理化等により倉淵ダム以外の水源による水利権の取得が可能となったことから、ダム建設に参画する必要性がなくなった。現在、生活再建設段階であり、平成25年度で進捗率は約41%（事業費ベース）。</li> </ul> <p>②事業の進捗の見込みの視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当面進捗する見込みはない</li> </ul> <p>③コスト縮減や代替案等の可能性の視点</p> <p>「洪水調節」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高崎市水道のダム参画が不要となった。これにより、倉淵ダムの目的が治水対策だけになるため、ダムの洪水調節による被害軽減効果に変わりがないもの、多目的ダムとして建設した場合に比べ費用が増大したため、河川改修を優先させることとした。</li> </ul> <p>「新規利水」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高崎市は、水需要の見直しを行った結果、新規必要量は、日量21,000m<sup>3</sup>となった。</li> <li>高崎市は、水道用水の確保については農業用水の合理化等により倉淵ダム以外の水源が確保されたため、ダム建設に参画する必要性がなくなった。</li> </ul> <p>「流水の正常な機能の維持」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上里見利水基準点における河川流況の経年変化や耕地面積が減少したこと等を踏まえ、ダムによって必要水量を確保する緊急性は低いと判断した。</li> </ul>	中止	水管理・国土保全 局 治水課 (課長 大西亘)	

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析				貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗 の見込み、コスト削減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)						B/C
			便益の内訳及び主な根拠		費用の内訳						
増田川ダム建設事業 群馬県	その他	382	—	—	—	—	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利水事業者である富岡市（旧妙義町）は、市町村合併により旧富岡市の下水道との統合により水源確保が可能となったためダム建設に参画する必要がなくなった。安中市については、平成19年度の水道事業再評価により参画量が日量15,000m3から日量5,000m3に減量となったが、水源確保の必要性に変わりはない。現在、調査・地元説明段階であり、平成25年度で進捗率は約8%（事業費ベース）。</li> <li>【検証対象ダム事業等の点検】</li> <li>・事業費及び工期の点検については、最新のデータ等で点検を行った結果、事業費については約4億円増額、工期については平成35年度完成見込みであることを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。</li> </ul> <p>②事業の進捗の見込み、コスト削減や代替案等の可能性の視点</p> <p>【目的別の検討】</p> <p>「洪水調節」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を検討し、4案の治水対策案を抽出し、7つの評価軸について評価した。</li> </ul> <p>「新規利水」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利水参画者である安中市に、ダム事業参画継続の意思があることを確認した。</li> <li>・検討主体において、必要量の算出が妥当に行われていることを確認した。</li> <li>・利水参画者に確認した必要な開発量を確保することを基本として、4案の新規利水対策案を抽出し、6つの評価軸について評価した。</li> </ul> <p>「流水の正常な機能の維持」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、3案の対策案を抽出し、6つの評価軸について評価した。</li> </ul> <p>【検証対象ダムの総合的な評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。</li> <li>・目的別の総合評価の結果が、流水の正常な機能維持においては、「増田川ダム案」が優位であるが、治水及び新規利水においては、他の対策案が優位であり、検証対象ダムの総合的な評価は、「増田川ダムによらない対策案」が優位と評価した。</li> </ul>	中止	水管理・国土保全局 治水課 (課長 大西亘)		

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析				貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗 の見込み、コスト削減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)						B/C
			便益の内訳及び主な根拠		費用の内訳						
大河内川ダム建設 事業 山口県	その他	240	340	254	【内訳】 建設費 251億円 維持管理費 3億円	1.3	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・深川川流域に位置する長門市では、昭和30年から平成22年の間で、人口が減少傾向にある。</li> <li>・平成26年2月にダムによる新規取水量を水需要計画の見直しにより8,000m<sup>3</sup>/日から1,000m<sup>3</sup>/日に変更した。</li> <li>・現在、生活再建工事中であり、平成25年度で進捗率は約40%（事業費ベース）。</li> <li>【検証対象ダム事業等の点検】</li> <li>・事業費及び工期の点検については、最新のデータ等で点検を行った結果、事業費については約76億円の増額、工期については平成27年度完成見込みであることを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。</li> </ul> <p>②事業の進捗の見込み、コスト削減や代替案等の可能性の視点</p> <p>【目的別の検討】</p> <p>「洪水調節」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画（案）において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を検討し、4案の治水対策案を抽出し、7つの評価軸について評価した。</li> </ul> <p>「新規利水」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があること、長門市の必要な開発量は、水道用水日量1,000m<sup>3</sup>であることを確認した。</li> <li>・検討主体において、必要量の算出が妥当に行われていることを確認した。</li> <li>・利水参画者に確認した必要な開発量を確保することを基本として、5案の利水対策案を抽出し、6つの評価軸について評価した。</li> </ul> <p>「流水の正常な機能の維持」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画（案）において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、2案の対策案を抽出し、6つの評価軸について評価した。</li> </ul> <p>【検証対象ダムの総合的な評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。</li> <li>・目的別の総合評価の結果が、全ての目的で大河内川ダム案が優位であり、検証対象ダムの総合的な評価は「大河内川ダム案+導水路+河川改修」が優位と評価した。</li> </ul>	継続	水管理・国土保全局 治水課 (課長 大西巨)		

※1：本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検討結果の報告書」等に基づき作成している。

※2：「検討主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えられている場合」として、「ダム検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第5.2に基づき、従来からの手法等によって検討を実施。



## 中止事業について

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
ダム事業 (補助事業)	ますだがわ 増田川ダム建設事業 群馬県 あんなかし (群馬県安中市)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。総合評価の結果が、「増田川ダムによらない対策案」が優位であり、検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。

※ 評価手続中事業（平成26年度評価）のうち中止となったもの

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
ダム事業 (補助事業)	つづき 津付ダム建設事業 岩手県 けせんぐん すみた (岩手県気仙郡住田 ちよう 町)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものであると認められる。社会経済情勢等の変化を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。 よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。
	くらぶち 倉淵ダム建設事業 群馬県 たかさきし (群馬県高崎市)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものであると認められる。社会経済情勢等の変化を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。 よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。

※1：「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)

※2：社会情勢の変化等により、検証主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合には、従来からの手法等によって検討を行うことができる。